

マニュアル編

- 1 薬物乱用防止教室開催マニュアル
- 2 薬物乱用緊急対応マニュアル
- 3 喫煙生徒対応マニュアル

薬物乱用防止教室開催マニュアル

- 1 薬物乱用防止教室について
- 2 薬物乱用防止教室の進め方
- 3 薬物乱用防止教室の講師リスト
- 4 薬物乱用防止教室 Q & A

1 薬物乱用防止教室について 薬物乱用防止教室実施要項より

(1) 趣 旨

最近のわが国における薬物乱用問題は、低年齢化の傾向を示し深刻な状況にあります。このような状況を踏まえて、神奈川県薬物乱用対策推進本部（本部長：神奈川県知事）は、神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱を定め、県民とともに「薬物クリーンかながわ」の実現を図ることにしています。

これを受け神奈川県教育委員会では、薬物乱用防止教育のより一層の推進を図るため、小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室（以下、「防止教室」という。）の円滑な実施を図ることを目的に本要項を定めます。

(2) 目 的

健康教育の一環として心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成・確立をめざして、児童生徒の発達段階や地域の状況に応じ、薬物乱用による心身への影響、依存症、疾病との関連、社会への影響などについての理解を通して、適切な行動選択と意志決定ができる資質と能力を身に付けることを目的とします。

(3) 開 催

各中学校及び高等学校は、生徒を対象とした防止教室を毎年1回以上開催

（各小学校では児童や地域の実態に応じて児童を対象とした喫煙、飲酒等の防止教室の開催に努める）

(4) 時 間

1単位時間（ある期間集中的に実施する場合は、その積算時間が1単位時間）以上実施する場合は1回とします。

(5) 実施の場面

特別活動（学級活動・ホームルーム活動、学校行事等）、道徳（小・中学校のみ）等

* 小学校「保健領域」、中学校「保健分野」、高等学校「科目保健」での学習を「薬物乱用防止教室」とすることはできません。

(6) 講 師

ア 学校外講師

別紙講師リストを活用してください。

（学校独自に選定する講師の活用を妨げるものではありません。）

イ 学校内教員（校長、副校長・教頭、総括教諭、教諭、養護教諭など）

2 薬物乱用防止教室の進め方

(1) 生徒を取り巻く薬物等に関する現状把握

薬物乱用防止教室の計画に当たり生徒を取り巻く薬物乱用等の現状を把握する必要がある。現在、薬物乱用事情は多様化し、生徒の身近なところに存在し、インターネット等により簡単に手に入れることができると言われている。そこで、所管の警察や行政機関等から情報を得ることは、教室のねらいや内容が明確になり、効果的です。

また、学校外講師には、学校の実情や教室のねらいを確実に伝え、指導内容を決定することが大切です。

(2) 学校の現状と生徒の発達の段階に応じたテーマの設定

教室のテーマ及び指導内容は、生徒の関心、理解、行動変容に深く関係します。生徒を取り巻く現状把握とともに、生徒の身近な薬物乱用にかかる課題をテーマとして教室を実施すると、生徒の興味関心を高め、学習効果も高まります。

また、生徒へのアンケート調査を実施することにより、テーマの決定や講師の人選、指導内容等のヒントになります。

(3) テーマに沿った学校外講師の活用

講師は様々な組織に所属し、それぞれに得意分野があるので、学校や生徒の状況に合った講師の人選が重要です。講師の専門性や生徒の発達の段階、教科等におけるこれまでの指導内容などを考慮し、より効果的な講師を選定する必要があります。

<学校外講師との打ち合わせのポイント>

● 打ち合わせのための準備

- ① 保健学習など教科指導の内容及び進捗状況
- ② 日時、対象生徒、講演場所などの予定
- ③ 教室の位置付け、ねらいの確認
- ④ 生徒指導上の問題行動などの学校の現状及び地域の実態把握
(必要に応じて生徒、保護者へのアンケート調査の実施)
- ⑤ 講演内容についての学校側の要望

● 講師との打ち合わせ

- ① 日時、対象生徒、場所などの詳細な日程
- ② 学校における薬物乱用防止教育や生徒指導の取り組み状況
- ③ 生徒及び家庭や地域の実態 (アンケート調査の結果)
※ 乱用経験者がいる場合の対応に注意する
- ④ 講師を依頼した理由、期待する指導内容、教育活動の位置付け
(薬物の入手方法や詳細な使用方法などの伝えるべきではない内容の確認)
- ⑤ ロールプレイングなど講演内容に応じた講師と学校の役割
- ⑥ 視聴覚機器の利用や配付資料などの有無

(4) 学校行事と年間計画に位置付けた実施

薬物乱用防止教室を単発的な指導に終わらせてはいけません。教科や道徳、特別活動などと関連させることによって、知識の習得だけではなく、意識の改革や行動変容に結びつく指導が求められます。そのためには、年間計画に位置付け、学校の教育活動全体で計画的・継続的に実施することが大切です。

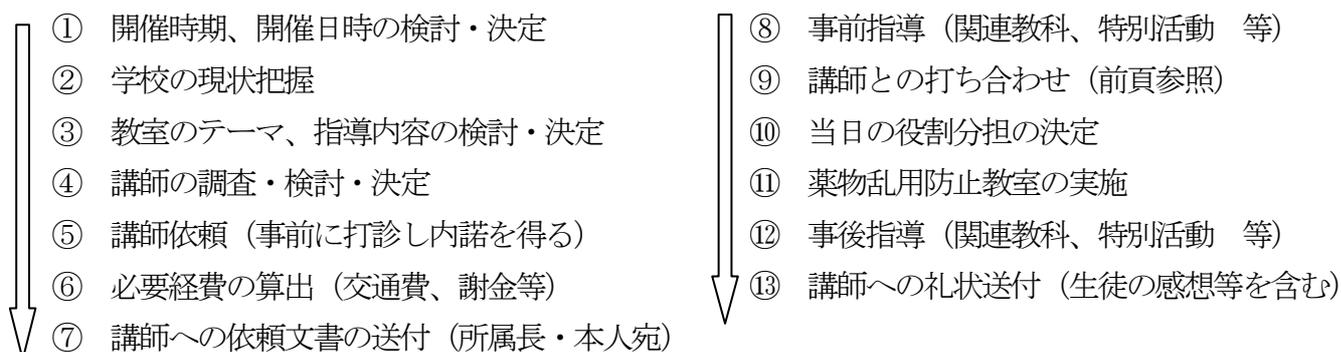
(5) 教員研修の実施

薬物には、シンナーや覚せい剤、大麻に加え、近年はMDMAなど若者がファッション感覚で乱用する現状が見受けられます。

教師は、こうした薬物乱用の現状及び薬物の薬理効果や乱用に至る心理等について学ぶ必要があります。また、校内での薬物所持、乱用者に対するの対応についてマニュアルを作成し、実際に起きた時を想定した訓練を行うことも求められます。

これらに対応するために、計画的に校内研修を実施したり、積極的に校外研修へ参加したりすることが大切です。

(6) 計画から実施までの流れの例



(7) 事前・事後指導の効果

教室の教育効果を高めるためには、教室当日だけではなく、事前・事後指導を充実させることが大切です。

<事前・事後指導の例>

- 児童生徒及び保護者にアンケートを実施し、結果に基づき「保健新聞」を発行
- 児童生徒用壁新聞などを利用し、啓発資料を掲示
- ポスターや標語の作成
- 関連教科や道徳の前後に「薬物乱用防止教室」を開催
- 講演会の感想や疑問を書かせ、学級活動で教材として活用

(8) 校内での相談窓口の設置

教室の終了後は、不安を抱える生徒や実際に薬物乱用経験がある生徒の相談が考えられる。そのためにも、教室後に生徒が安心して相談できる窓口を設置し、相談体制を整備する必要があります。相談の内容によっては、警察や相談センターなどの関係機関と連携を強化する必要があります。

薬物乱用防止教室講師リスト

No.	講師職(機関)名	職務内容	講師依頼先(協力要請様式)	
1	学校医[医師]	医学面から薬物の危険性を説明	各学校医	
2	学校薬剤師[薬剤師]	薬理作用の専門家として講演	各学校薬剤師に相談の上、各地域薬剤師会、県薬剤師会 Tel:045-761-3241 Fax:045-751-4460	
3	麻薬取締官(厚生労働省)現職	麻薬等薬物事犯の専門取締機関	県薬物乱用対策推進本部事務局(県保健福祉局生活衛生部薬務課) Tel:045-210-1111 内線4973 Fax:045-201-9025	
4	麻薬取締官OB*	薬物事犯の取締経験者		
5	麻薬取締員(県)現職	薬物事犯の取締と薬物行政		
6	薬物乱用防止指導員	保護司・薬剤師等として経験豊富 地域で活動の機会が多い		
7	麻薬等薬物相談員	薬物乱用相談事例の経験豊富 地域で活動の機会が多い		
8	精神科医師・看護師 (せりがや病院など)	薬物中毒者等の臨床経験豊富		
9	ソーシャルワーカー (精神保健福祉センターなど)	薬物乱用相談事例の経験豊富		
10	薬事監視員[薬剤師]	薬事監視業務を行う立場から実施		
11	県衛生研究所職員【研究員】	薬事毒性等の分析・研究		
12	くらし安全指導員	安全・安心まちづくり推進の立場から実施		県安全防災局安全安心部くらし安全交通課 Tel:045-210-1111 内3520 最寄り地域県政総合センター 総務部県民・安全防災課
13	警察官・警察職員	麻薬等薬物事犯の取締		最寄り警察署生活安全課
14	県警薬物乱用防止広報車	薬物標本、パネル等の教材を利用	県警少年育成課少年相談運用係 Tel:045-211-1212 内3104	
15	横浜税関職員	密輸入の取締・検査の業務経験者	横浜税関広報広聴室 Tel:045-212-6053	
16	(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター・ライオンズクラブ認定講師	地域の大人として子どもの健全育成を支援	ライオンズクラブ国際協会 330-B 地区キャビネット事務局 Tel:045-662-2554	
17	(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター薬物乱用防止キャラバンカー及び専門指導員(麻薬取締官OB)による講話	薬物標本、パソコン教材を利用、薬物事犯取締経験者として講演	(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター薬物乱用防止キャラバンカー事務局 Tel:03-3581-7429	

☆ *講師(麻薬取締官OB等)によっては講師料・交通費が必要となる場合があります。

☆ 講師の調整がつかない場合は依頼をお断りする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

☆ 原則として、土・日・祝日の講師派遣依頼は御遠慮ください。

薬物乱用防止教室Q & A ～これまで問い合わせの多かった質問にお答えします～

Q1 薬物乱用防止教室は必ず実施するのですか？

中学校、高等学校及び中等教育学校については、**年1回以上必ず実施してください**。小学校に関しては、早い時期からの薬物乱用防止教育が必要であることから、児童や地域の実態に応じて児童を対象とした防止教室を開催するよう努めてください。（例えば、喫煙・飲酒防止教室を中心に）

Q2 薬物乱用防止教室のねらいはなんですか？

テーマに応じて、学内の教職員が行うか、外部講師に依頼するか決定してください。この教室のねらいは、「**児童生徒に薬物乱用を始めさせない**」ことを主たるねらいとしています。すでに薬物乱用経験のある子どもたちについては、別途指導を行うことを原則とします。

Q3 薬物乱用防止教室はどんな形態、方法がありますか？

1. 講演会方式……保健学習、学級活動と関連付ける。小規模ほど効果的。
2. ディスカッション、シンポジウム方式……講師、教諭、児童・生徒、保護者等。
3. ティームティーチング……講師をゲストスピーカーとして迎え実施。
4. 学級活動の活用……薬物乱用防止教育指導用教材を使ったケーススタディ、
広告分析の実施、ビデオ、CD-ROMの活用等
5. 学校行事の活用……児童生徒保健委員会の調査研究の発表、文化祭等での学習発表
6. 学校外の専門家を訪問……生徒が自ら訪ねていくことも一形態として可能。

Q4 薬物乱用防止教室の内容は？

これまでの違法薬物に加えて、近年では、MDMAなどの錠剤型合成麻薬や違法ドラッグ等の問題があります。こうした問題に対して、「薬物の恐ろしさ」について正しい知識を身に付けさせるとともに、「自らを大切に作る心の醸成や薬物を断れる実践力」が求められています。このような背景をふまえ、校種、対象学年、教科との関連から計画をしてください。

Q5 薬物乱用防止教室実施の手順は？

児童、生徒にとって有意義な「薬物乱用防止教室」を実施するためには、企画、打ち合わせ、準備、事後指導、評価といった手順が重要です。

企画

- ・職員会議で、実施時期、内容、協力体制等確認、PTAとの連携等
- ・講師リストから講師依頼する場合は、直接、各講師依頼先に連絡を取り、申し込み様式を提出してください。

打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・担当教職員か、外部講師によるか、複合的に実施するかを決めます。 ・詳細な日程、講師と学校との役割分担、準備品等の計画を立ててください。外部講師依頼の際は主体は学校側にあることを念頭に。
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・講師との最終打ち合わせ、資料の作成、配布、保護者への広報、PTA、職員研修等とのリンク
事後指導	<ul style="list-style-type: none"> ・講演形式は、ただ聞かせるだけでなく、講演内容等をまとめたり、感想を記入させたりするよう工夫してください。 ・実施後は、児童生徒にアンケートを行い、教室での振り返りを行ってください。 ・講師への感想文等のフィードバック
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議への児童生徒アンケート集計等の報告 ・県への報告（翌年の4月の指定日までに、必ず報告書を提出してください。）

Q6 参考となる資料はありますか？

『指導資料』

- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育指導用資料～心と体の健康のために～
平成16年3月 神奈川県教育委員会
- 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料（中学校編） 平成16年3月 文部科学省
- 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料（高等学校編） 平成16年8月 文部科学省
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料（小学校編） 平成17年2月 文部科学省

『教材、リーフレット、パンフレット』

- わたしの健康（小学生用） 平成21年3月 文部科学省
- かまがえのない自分、かまがえのない健康（中学生用） 平成20年8月 文部科学省
- 健康な生活を送るために（高校生用） 平成20年8月 文部科学省
- こころの免疫を育てよう 喫煙・飲酒防止教育教材(インターネット) 神奈川県教育委員会
- 自分を大切にしよう 喫煙防止教材 平成21年4月 神奈川県教育委員会
- 小学生用喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育パンフレット
「ストップ・ザ・薬物～自分を大切にしよう～」
- 中学生用喫煙防止パンフレット「たばこに負けない」薬物乱用防止パンフレット「NOといえる勇気を持つ」
- 高校生用喫煙防止パンフレット「たばこをめぐる3つの扉」薬物乱用防止パンフレット「絶対しません薬物乱用」
平成16年10月 文部科学省

『ビデオ・CD』

- 薬物乱用防止教室～効果的な指導のために～ 小中高校用 平成15年 文部科学省
- 「NO 脳からの警告」 中学校用 平成10年 文部科学省
- なくした自由 高等学校用 平成10年 文部科学省
- 高校生用CD-ROM 暗雲を吹き払う風 高等学校用 平成15年 文部科学省

『ホームページ』

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/hokentaiiku/yakubutu/yakubutu.html>

神奈川県喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

<http://www.hokenkai.or.jp/3/3-1/3-1.html>

日本学校保健会 NO DRUG

<http://www.dapc.or.jp/>

財団法人 麻薬、覚せい剤防止センター ダメ、ゼツタイ

薬物乱用緊急対応マニュアル

- 1 学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応
- 2 学校内で薬物乱用者を発見した場合の対応
- 3 児童生徒や保護者から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応
- 4 立ち直りのための相談機関
- 5 学校と警察との連携
- 6 少年事件手続きの概要
- 7 薬物の種類、症状と取締法令
- 8 相談機関一覧

本マニュアルの活用のしかた

近年、青少年における覚せい剤や有機溶剤（シンナー）等の薬物乱用の増加や低年齢化が、重要な教育問題や社会問題になっています。

各学校におかれましては、教科での学習をはじめ、薬物乱用防止教室などの特別活動、保護者・地域への啓発活動を通して、児童生徒一人ひとりの「健康」について、日々ご尽力をいただいていることと思います。

しかし、児童生徒を取り巻く「薬物」の状況は、携帯電話・インターネットの普及による購入のしやすさなどから、さらに厳しくなっているといえます。

学校での薬物乱用問題、児童生徒からの身近な薬物乱用者についての相談など、多様な対応が求められています。

こうした事態に備えて、

- ①薬物乱用現場での教員及び教員組織の対応、生徒からの相談に対する対応
- ②相談機関及び相談に際しての注意点
- ③相談機関委託後の生徒の措置

について掲載してあります。

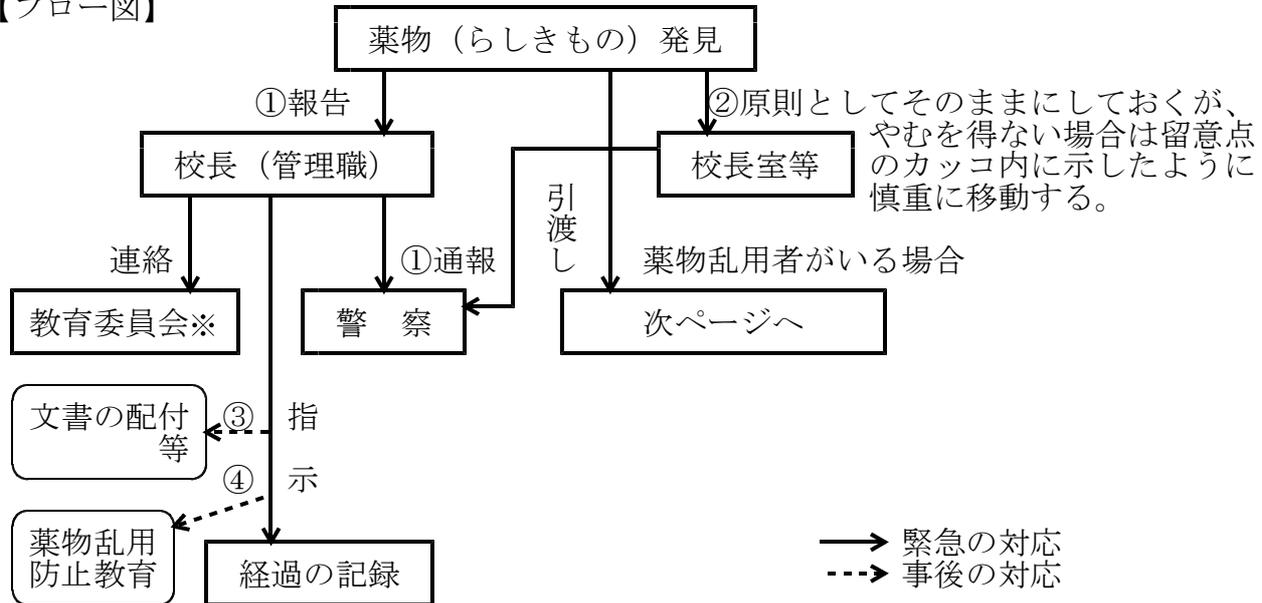
本マニュアルを参考に、学校における薬物乱用についての緊急的な対応について、児童生徒の安全確保や学校の安全管理に係る対策をお願いします。

あわせて、当該児童生徒の治療及び人権などのアフターケアにつきましても適切な配慮をお願いします。

1 学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応

平成13年10月19日付神奈川県防災局（現安全防災局）作成「県内における不審物発見時の情報等伝達フロー図」を参考に、機敏かつ慎重に対応することを基本とする。

【フロー図】



※市町村立の学校においては当該市町村教育委員会、県立学校においては子ども教育支援課生徒指導グループへ連絡

※丸数字は留意点

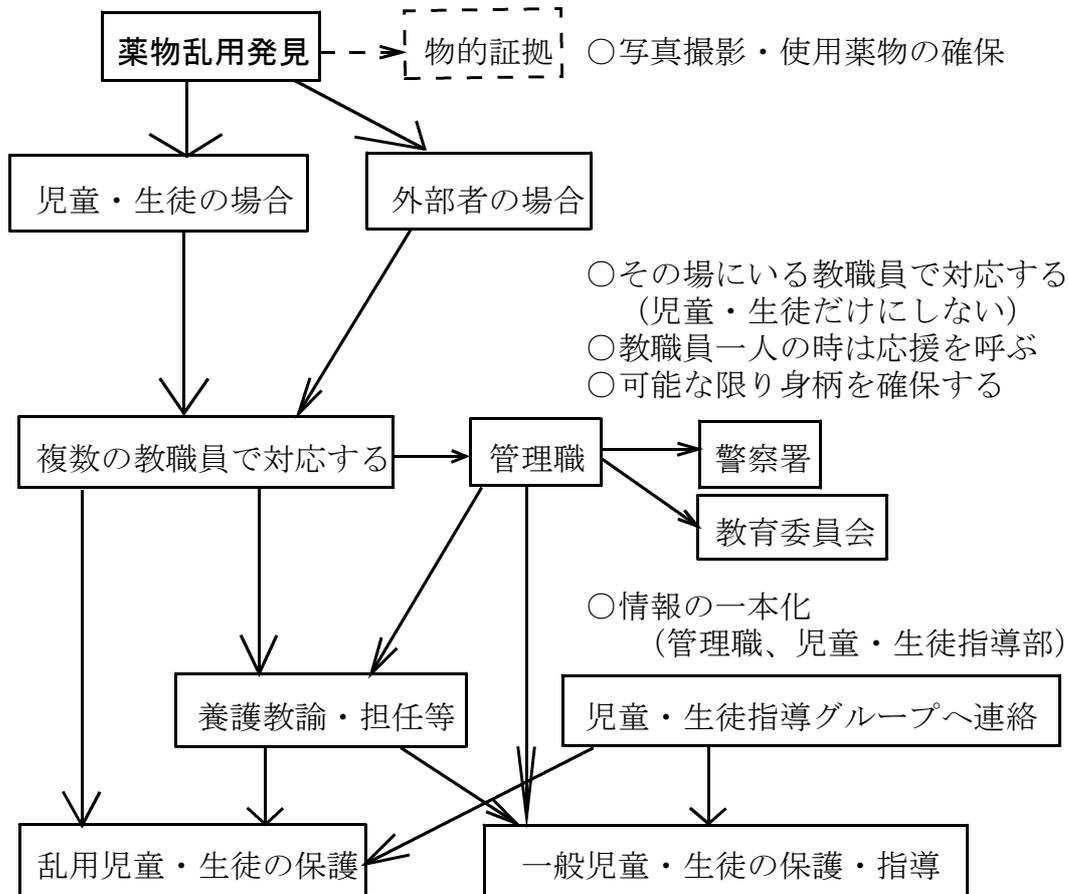
【留意点】

- ① ただちに管理職に報告し、管理職は警察に通報する。
- ② 薬物らしきものの扱いについては、手を触れず、そのままにしておく。
 (やむを得ず動かす場合は、校長室等、児童・生徒が触れることがない場所に移動する。その際、ハンカチ等でつかみ、直接手で触れないよう注意する。
 移動後は有害物質の拡散を防止するため、透明なビニール袋等に入れて複数の目で監視し、手を触れずに警察の到着を待つ。到着次第引き渡す。)
 発見者・発見状況（写真撮影）・通報時刻等の情報をできるだけ詳細に記録する。
 校長（管理職）は教育委員会に一報する。
 警察到着後は警察の指示に従い、必要に応じて関係機関と連携を図る。
- ③ 児童・生徒や保護者の不安が予想されるような場合は、不安を払拭するため、保護者宛に文書を作成して配付するなどの対応を協議し、速やかに実施する。
- ④ できるだけ速やかに全校児童・生徒に対し、改めて薬物乱用防止のための指導を実施する。

2 学校内で薬物乱用者を発見した場合の対応

ここでいう「薬物乱用者」とは、薬物乱用者、薬物所持者、薬物売買者をいう。

【初期対応】

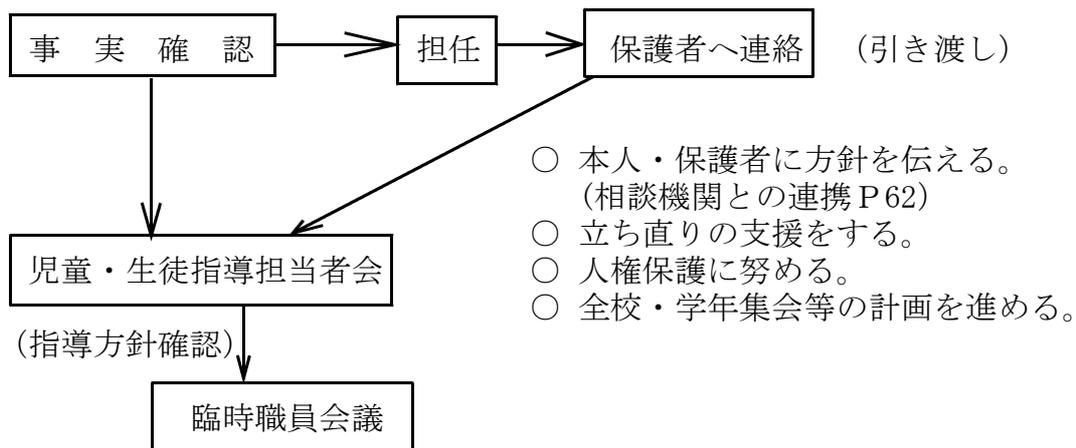


- 他の児童・生徒と隔離する。(同席の児童・生徒は別に事実確認を行う)
- 生徒の身体保護のため、状況により救急車を要請する。
- 意識がない場合は吐物による窒息に注意する。
- 安易に動かさない。本人が動ける場合は別室に入れる。

【教職員の対応】

- 児童・生徒の生命身体の保護を第一とする。
- 学校の対応マニュアルに沿って、救急車を要請する。
- 基本的には管理職もしくは児童・生徒指導担当教諭の指示で行動する。
- 必ず複数で行動。単独行動は絶対にさける。
- 次の指示があるまでは、その場を離れない。
- 報道対応も考慮する。

【 2 次 対 応 】



- 全体で状況を確認し、校長の指示があるまでは学校に待機する。

【補足事項】

- 薬物事案については、薬物の所持・使用が全て違法であり、事件であるので、原則として警察に連絡をとる。
- 学校外で乱用行為を発見した場合にも、児童・生徒の心身への重大な影響及び違法な流通からの保護等の観点から、直ちに管理職、家庭、警察、学校医、学校薬剤師等関係機関に連絡し、適切な対応を図る。
- 児童・生徒の人権及びプライバシーに十分な配慮をする必要がある。

3 児童・生徒や保護者から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応

児童・生徒から薬物乱用について相談があった場合には、薬物乱用が児童・生徒の心身に重大な影響をもたらし、またそこに学業不振や非行など多くの問題が付随することに注意する必要がある。また、薬物乱用は犯罪行為であり、周辺に暴力団や素行不良者が関与している場合が多く、早期の保護が大切である。

薬物乱用が疑われる児童・生徒に対しては、次の点に注意して、緊急かつ誠実な対応をする必要がある。

- ① 児童・生徒からの話を粘り強く聴き、受容的な態度で対応する。
- ② 学校（教職員）だけで内部的に解決をしようとせず、関係機関との連携を図る。
- ③ 児童・生徒に関係機関における措置等が行われた後は、個々の児童・生徒の状況を踏まえて、学校として未然防止に向けた指導を継続的に行う。
- ④ 薬物乱用の事実が確認されなかった場合でも、人権に十分配慮した上で児童・生徒の行動を注意深く観察することが望まれる。また、当該児童・生徒の薬物乱用について学校に相談が持ち込まれていることを、その保護者に知らせる必要があるかどうか検討する。

（1）児童・生徒から薬物乱用について相談を受けたとき

ア 本人からの相談

- ① 薬物名、動機、使用した場所・時間（最終使用日）、一緒にいた人などの状況を聴く。また聴く際は、カウンセリングルームなど別室を利用して複数の教職員で行う。
- ② 薬物乱用は、心身への重大な影響をもたらし、学業不振や非行などの問題が付随することを児童・生徒に理解させ、本人と学校だけの力では解決できないことを伝え、保護者・警察・医療機関などと連携して対応する必要があることについて、本人の同意を得る。
- ③ 相談を受けた内容を、管理職、関係する教職員、養護教諭などで情報共有する。
- ④ 保護者に至急連絡をとり、面談等により児童・生徒からの聴いた結果を伝えるとともに、警察や医療機関などとの連携する対応について同意を得る。
- ⑤ 児童・生徒や保護者を関係機関につなげる仲立ちを務め、相談に行きやすい環境をつくる。（相談の時に伝えるべき内容についてはP40参照）

イ 友人からの相談（地域からの相談）

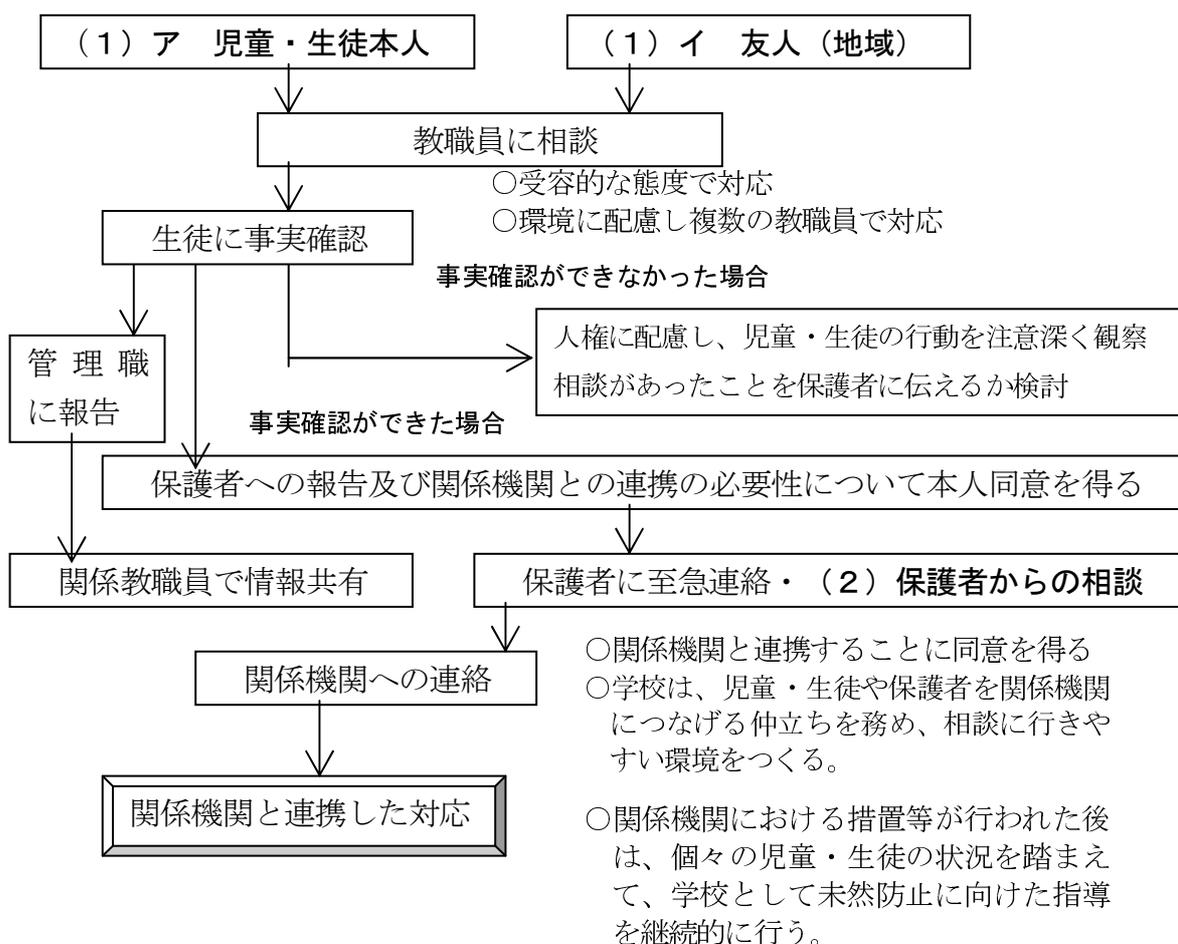
相談を持ちかけた児童・生徒や相談中に話題としてあがった児童・生徒の人権に十分配慮する。

- ① 相談をもちかけた児童・生徒から、薬物使用の状況、使用していた児童・生徒や関係する人物の氏名、使用していた日時・場所、可能ならば使用薬物名などを聴く。
- ② 薬物乱用が疑われる児童・生徒に対して慎重に事実確認を行い、状況に応じて保護者との面談を実施する。
- ③ 事実が確認された段階での対応は、アの対応に準ずる。

(2) 保護者から薬物乱用についての相談を受けたとき

- ① 管理職に一報し、カウンセリングルームなど別室を利用して、複数の教職員で面談を行う。その際には、なるべく具体的に、薬物使用の状況、使用していた児童・生徒・関係する人物の氏名、日時・場所、可能ならば使用薬物などを聴く。
- ② 学校や保護者だけでは解決できない問題であることと、外部機関との連携が必要であることを十分説明し、同意を得た上で関係機関への仲立ちをする。

【フロー図】



4 立ち直りのための相談機関

相談には、医療的処遇、福祉的処遇の側面がある。

○ 相談機関側の捉え方

①乱用者の精神面、身体面の健康を蝕むもの

②乱用者の社会性を蝕むもの

以上2つの視点から薬物乱用を疾病と捉え、相談を受けたり、治療（薬物を断つ動機付け、精神病症状に対する薬物療法、精神療法）を行う。

(1) 機関

精神保健福祉センター、精神医療センターせりがや病院、国立療養所久里浜病院、保健福祉事務所、保健所、県警少年相談・保護センター、児童相談所

(2) 相談の前提となる事項

相談する場合、はっきりさせておかなければならないことは、本人の治療への意志の問題である。これにより、相談、受診する機関が違ってくる。

ア 治療（断薬）の意志あり

せりがや病院等を受診。ただし、初期乱用者（(4)の第1段階、第2段階に該当する者）で非行的行動を伴っている場合は、児童相談所、県警少年相談・保護センターに相談することも可能。

イ 治療（断薬）の意志なし又は意志定まらず

精神保健福祉センター、保健福祉事務所、保健所、県警少年相談・保護センターに相談

本人に治療の意志がない場合治療ができないので、本人に治療の意志を持たせる必要がある。治療の意志を持たせるには、家族の対応が重要なので、家族を対象に援助、助言を行うことになる。

ウ 暴力、精神症状がある場合

本人の意志に関係なく、暴力、精神症状があり、緊急性がある場合、警察官に通報したり、医療保護入院を前提とした受診（せりがや病院）が必要になる。

(3) 相談の際、伝えるべき事項

①乱用薬物の種類

②乱用者の対人関係、日常生活、学業問題、家族問題

③どうしたいのか

・乱用者本人の治療（断薬）

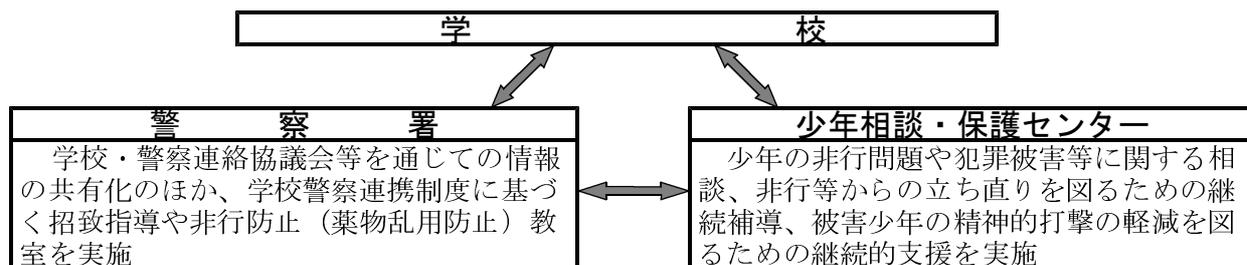
・家族の対応（治療の勧め、乱用仲間との訣別の勧め、暴力被害からの退避）

(4) 参考事項

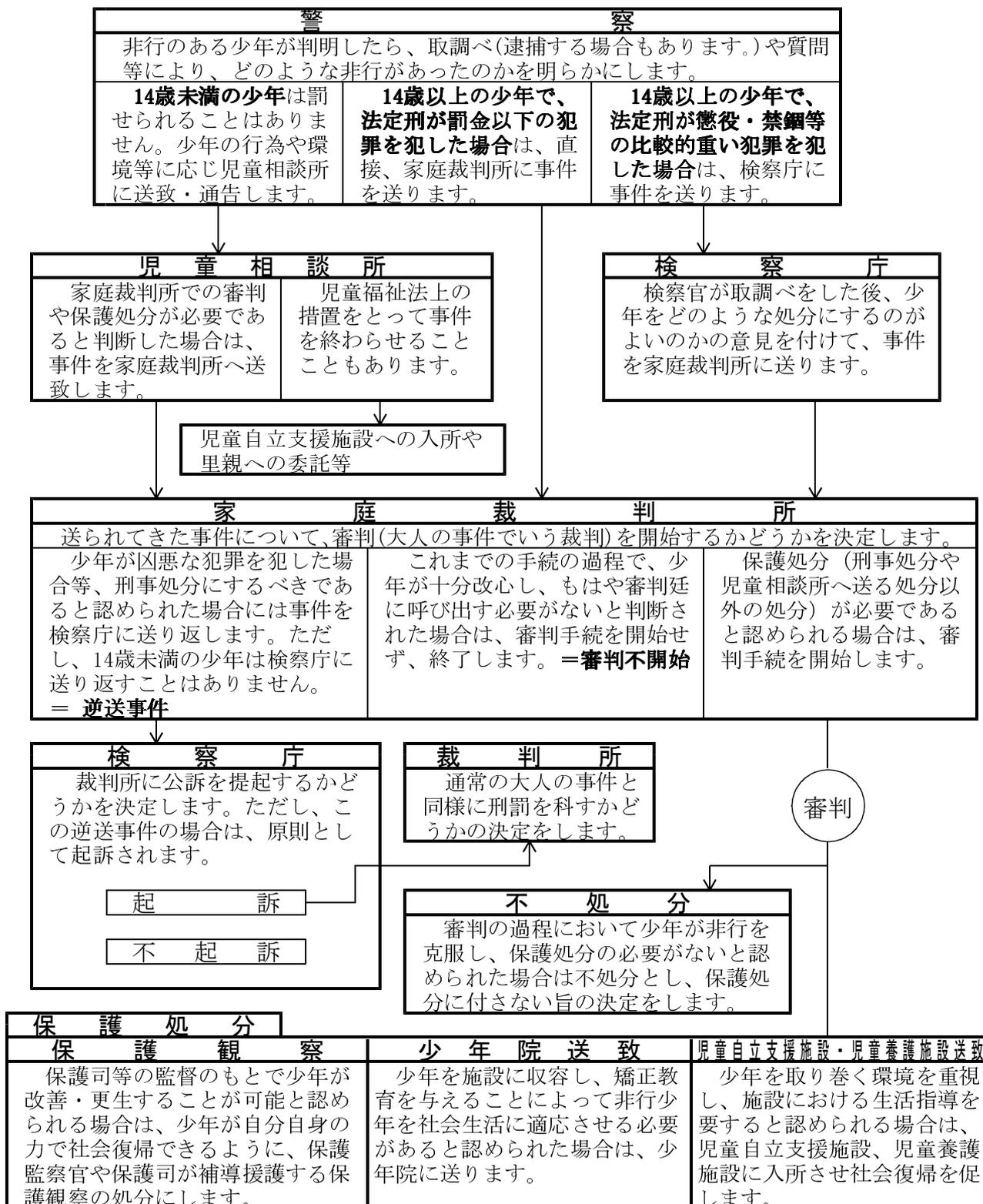
次のとおり、薬物依存の進行過程段階により、治療方法が異なるため、相談機関側は、乱用児童生徒がどの段階に該当するかを判断することが第1の仕事になる。

進 行 過 程		治 療 方 法
段 階	特 徴	
第1段階 気分変化を覚える段階	○友人からの勧め。 ○好奇心による試し。 ○集団使用。 ○家族の気づきはない。	○ 依存症専門病院、精神科病院、精神科クリニック等で教育指導的治療。
第2段階 気分変化を求める段階	○間隔を置いた定期的使用。 ○集団使用、時々単独使用。 ○服装等身なりの変化。	
第3段階 気分変化に夢中になる段階(依存の段階)	○頻回の単独使用。 ○家族との衝突。 ○検挙補導。不登校。退学。	○ 精神病院や依存症専門病院での強制的措置も含めての精神科治療。
第4段階 薬物が切れると正常と感じられなくなる段階	○連日の使用。 ○1日中の使用。 ○慢性中毒状態。 ○身体的疲労。 ○体重減少。 ○記憶障害。 ○フラッシュバック等の精神症状。	○ 症状改善後も、依存症専門病棟で継続的な治療を受けることが望ましい。 ○ 自助グループへの参加が有効な場合もある。

5 学校と警察との連携



6 少年事件手続きの概要



7 薬物の種類、症状と取締法令

薬物乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいう。

名 称 (俗称)	法令	主な違反形態	罰 則
覚せい剤 (シャブ、クスリ、エス、スピード) 神経を興奮させる作用があり、乱用すると気分高揚と疲労がとれたような感じがするが、効果が切れると、強い疲労感や倦怠感、脱力感に襲われる。依存性が強く乱用を続けると、幻覚や妄想が現れ、大量摂取すると急性中毒により死に至ることがある。	覚せい剤取締法	<input type="checkbox"/> 譲渡し <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 所持 <input type="checkbox"/> 使用	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役 情状により500万円以下の罰金を併科
大麻 (マリファナ、ハッシュ、ハッシュオイル) 気分が快活になるが、その一方で感覚が過敏になり、変調を来したり、感情が不安定になったりし、さらには、幻覚や妄想等に襲われるようになる。また、何もやる気のない状態となる無動機症候群に陥ることがある。	大麻取締法	<input type="checkbox"/> 栽培 <input type="checkbox"/> 譲渡し <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 所持	(単純) 7年以下の懲役 (営利) 10年以下の懲役 情状により200万円以下の罰金を併科 (単純) 5年以下の懲役 (営利) 7年以下の懲役 情状により200万円以下の罰金を併科
あへん 神経を抑制する作用があり、乱用すると強い陶酔感を覚えるが、精神的、身体的依存性を生じやすく、常用すると慢性中毒症状を起こし、やがて精神障害を伴う衰弱状態に至る。	あへん法	<input type="checkbox"/> 譲渡し <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 所持	(単純) 7年以下の懲役 (営利) 1年以上10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金を併科
シンナー等有機溶剤 乱用すると、神経が抑制されてぼんやりし、酒に酔ったような感じになる。乱用を続けると集中力、判断力が低下し、何事にも無気力になるほか、幻覚や幻想が現れる。大量に摂取すると、呼吸中枢が麻痺し、窒息死することがある。	毒物及び劇物取締法	<input type="checkbox"/> 知情販売 <input type="checkbox"/> 授与 <input type="checkbox"/> 摂取 <input type="checkbox"/> 吸入 <input type="checkbox"/> 摂取・吸入目的所持	2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこの併科 1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこの併科
違法ドラッグ (いわゆる脱法ドラッグ) 麻薬等と同様に多幸感、快感等を高めるものとして「合法ドラッグ」等と称して販売されている。薬事法により、幻覚等の作用を有する45種類の物質が「指定薬物」として医療等一定の用途に供する場合を除いてその販売等が禁止されている。	薬事法	<input type="checkbox"/> 授与 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 陳列	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科 (業として行った者) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科

名 称 (俗称)	法令	主な違反形態	罰 則
<p>ヘロイン 神経を抑制する作用があり、乱用すると強い陶酔感を覚えてこれを繰り返すようになる。強い精神的依存と身体的依存が形成され、筋肉の激痛、失神などの激しい禁断症状に苦しみ、大量に摂取すると呼吸困難、昏睡の後、死に至ることがある。</p>	麻薬及び向精神薬取締法	○譲渡し ○譲受け ○所持 ○施用	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役 情状により500万円以下の罰金を併科
<p>コカイン 気分が高揚し、眠気や疲労感がなくなったり、体が軽く感じられ、腕力、知力がついたという錯覚が起こる。乱用を続けると幻覚等の症状が現れ、大量に摂取すると呼吸困難により死に至ることがある。</p> <p>LSD 強烈な幻覚が現れ、色彩感覚が麻痺し、空間が歪んだような感覚に襲われる。乱用すると精神障害を来すことがある。</p> <p>MDMA (エクスタシー) MDA (ラブ・ドラッグ) 視覚、聴覚を変化させ、乱用すると錯乱状態に陥ることがある。</p> <p>マジックマッシュルーム ケタミン(k, スパシウム) 摂取すると、幻覚作用が現れることがある。</p>		○譲渡し ○譲受け ○所持 ○施用	(単純) 7年以下の懲役 (営利) 1年以上10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金を併科
<p>向精神薬 中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼし、乱用すると感情が不安定になる、判断力が鈍くなる、歩行失調になるなど、心身への障害が生じる。</p>		○譲渡し ○譲渡し目的所持	(単純) 3年以下の懲役 (営利) 5年以下の懲役 情状により100万円以下の罰金を併科

8 相談機関一覧

相談機関名	住所	電話番号	相談日・時間
神奈川県立精神医療センター せりがや病院	横浜市港南区 芹が谷2-3-1	045-822-0365	月～金 9:00～17:00
県精神保健福祉センター	横浜市港南区 芹が谷2-5-2	045-821-6060 (こころの電話相談) 045-821-6937 (依存症電話相談)	月～金 17:30～21:00 (受付は20:45まで) 月 13:30～16:30
横浜市こころの健康相談センター	横浜市港北区鳥山 町1735 横浜市総合保健医 療センター内	045-476-5557 (こころの電話相談) ※ 横浜市民対象	月～金 17:00～22:00 (受付は21:30まで) 土・日・祝日8:45～22:00 (受付は21:30まで)
川崎市精神保健福祉センター	川崎市川崎区東田 町8 パールビル4階	044-201-3242	祝祭日を除く月～金 8:30～12:00 12:45～17:00
相模原市精神保健福祉センター	相模原市中央区富 士見6-1-1 ウェル ネスさがみはら7階	042-769-9819	月～金 17:00～22:00
横浜いのちの電話		045-335-4343	24時間受付
川崎いのちの電話		044-733-4343	24時間受付
独立行政法人国立病院機構久 里浜アルコール症センター	横須賀市野比 5-3-1	046-848-1550	月～金 8:30～11:00
県警少年相談・保護センター	横浜市中区海岸通 り2-4	045-641-0045	月～金 8:30～17:15
最寄の保健所（保健福祉事務所等）、地元警察署でも相談できます。			

どなたも匿名で相談できますので、まずは電話をかけてください。

厚生労働省 薬物乱用防止に関するページ

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html>)

神奈川県薬務課 薬物乱用防止について

(<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/yakumu/yakutai/index.html>)

喫煙生徒対応マニュアル

- 1 中・高校生の禁煙の意志
- 2 喫煙対策の取組みについて
- 3 専門機関との連携による禁煙相談・治療について
- 4 保健福祉事務所等での禁煙相談について

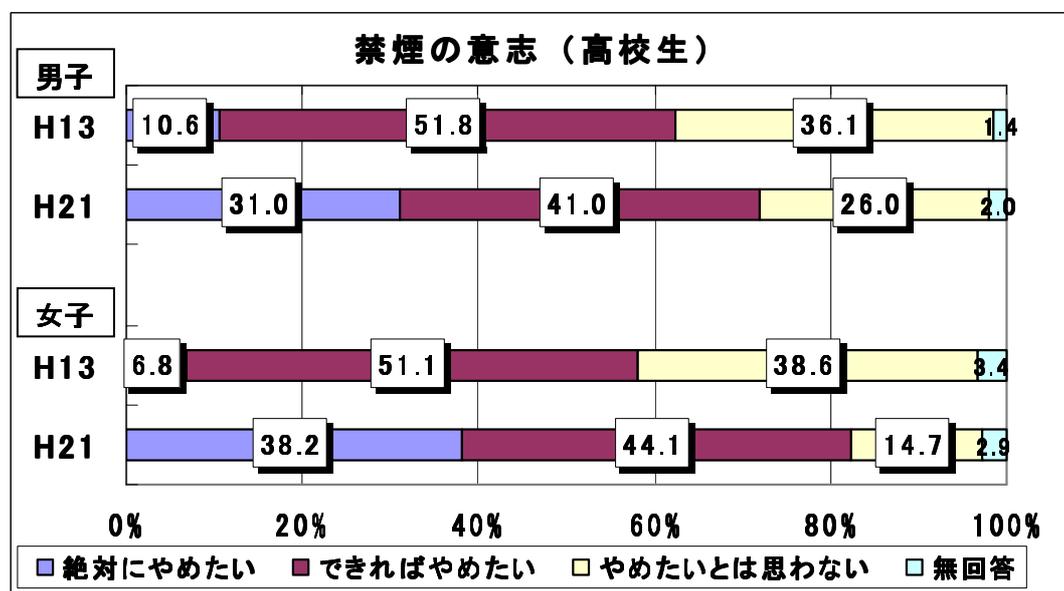
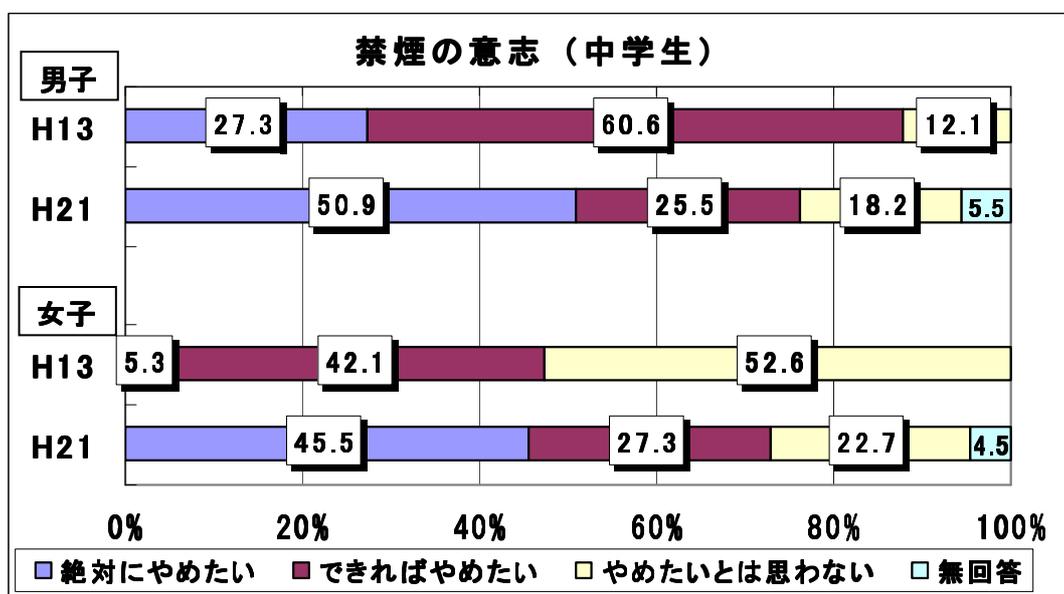
1 中・高校生の禁煙の意志

平成21年度に実施した喫煙、飲酒、薬物乱用に関する意識・実態調査によると、喫煙している生徒のうち、中学生では男子で76.4%、女子で72.8%が「絶対にやめたい」「できればやめたい」と答えています。高校生では男子で72.0%、女子で82.3%が同様に禁煙の意志を示しています。また、喫煙防止教育の取組みや禁煙に関する社会環境の整備等によって、前回平成13年度の調査と比べても中、高校生ともに「絶対にやめたい」と答えた生徒が増加しています。

このように、興味本位や先輩・仲間に勧められる等で喫煙を始めたものの、多くの生徒がたばこを断ちきりたいと思っていることが調査結果から浮かび上がってきました。

そこで、各学校の指導において、喫煙防止教育を進める一方で、喫煙している生徒への対応が必要となっています。

問「あなたは、禁煙(たばこを吸うのをやめること)をしたいと思いますか」に対する回答



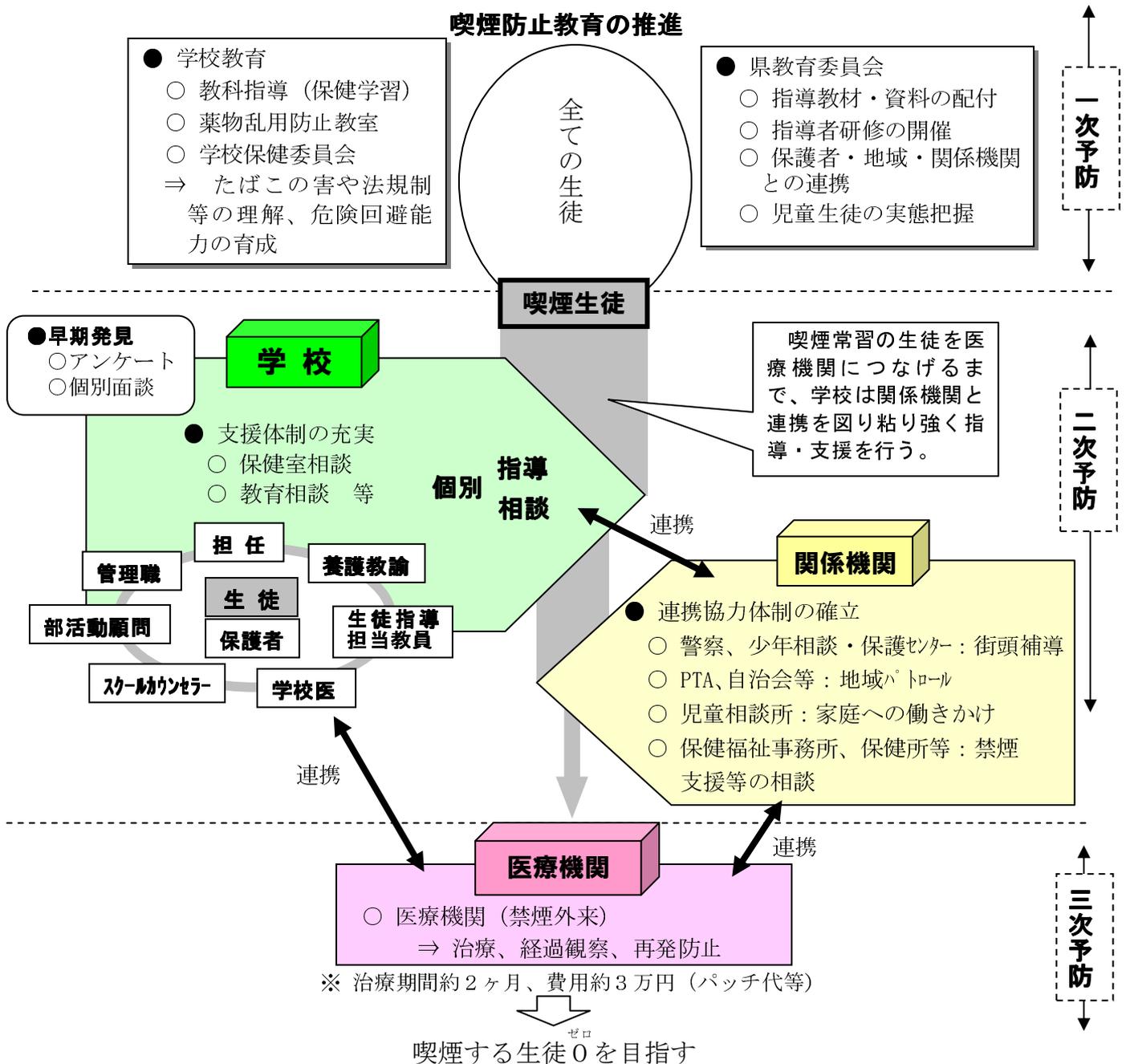
2 喫煙対策の取組みについて

(1) 学校における喫煙に関する指導・支援

喫煙は一度依存状態に陥ると抜け出すのは極めて難しいため、喫煙をしていない生徒を対象とする「一次予防」が最も本質的な予防策です。一次予防の方法は健康教育と社会環境の改善であるので、学校における喫煙防止教育は重要であり、学校の主な役割は「一次予防」の立場からの働きかけです。

しかし、中学生にも喫煙を経験した生徒がいることは事実で、これらの生徒に対しては「二次予防」「三次予防」の立場から個別に対応する必要があります。その際には、学校のみでなく、医療機関、警察など外部の関係機関と連携を持って対応することが大切です。

(2) 各段階に対応した喫煙対策イメージ



3 専門機関との連携による禁煙相談・治療について

学校が支援体制を整備し、関係機関と連携して粘り強く指導・支援を重ねることは重要ですが、喫煙をやめられずにニコチン依存症になっていると思われる生徒に対しては、医療機関による治療等が必要な場合もあることから、早期に保護者の理解と協力を得て、保健福祉事務所等に禁煙支援についての相談を行うなど、医療機関につなげるのが重要です。

(1) 専門機関における禁煙相談や治療の必要性について保護者の理解

専門機関へつなげるためには、保護者の理解と協力が不可欠です。改めて、喫煙の害や法規制について話をするとともに、喫煙が習慣化している場合は医療機関による適切な治療が必要であることについて理解を促すことが必要です。

⇒ 保護者へ話すことは・・・

- 喫煙が及ぼす害について
 - 若年者ほど依存症になりやすく、健康影響も大きいこと
 - 依存症と思われる場合の適切な治療の必要性
- 未成年者の喫煙に対する法律による規制について
 - 未成年者の補導と保護者の監督責任

専門機関での禁煙相談等の必要性の理解

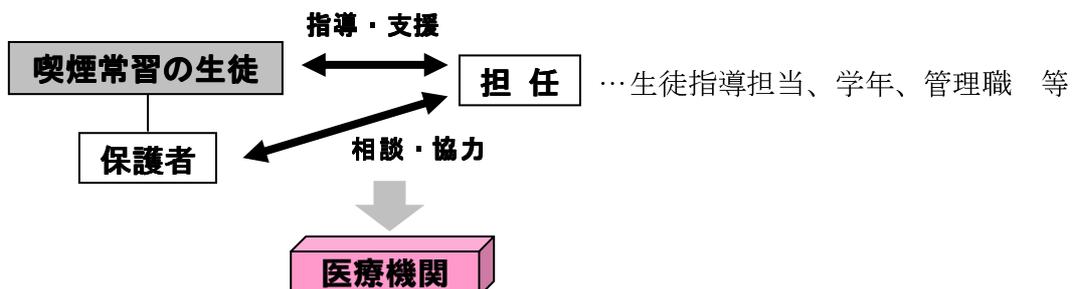
(2) 専門機関へ円滑につなげる方法

喫煙が習慣化している生徒は、喫煙のきっかけや、喫煙の害についての理解度、たばこの入手ルート、友人関係など様々な状況があります。また、保護者に関しても、保護者本人の喫煙習慣や子どもとの関わり方といった様々な状況があります。一人ひとりの生徒、保護者の状況に合わせて支援体制を確立し、きめ細かく丁寧に指導・支援しながら保健福祉事務所等と連携するなど、必要に応じて医療機関等につなげる必要があります。

また、こうした専門機関へつなげた後も、継続的な支援や見守りが重要です。

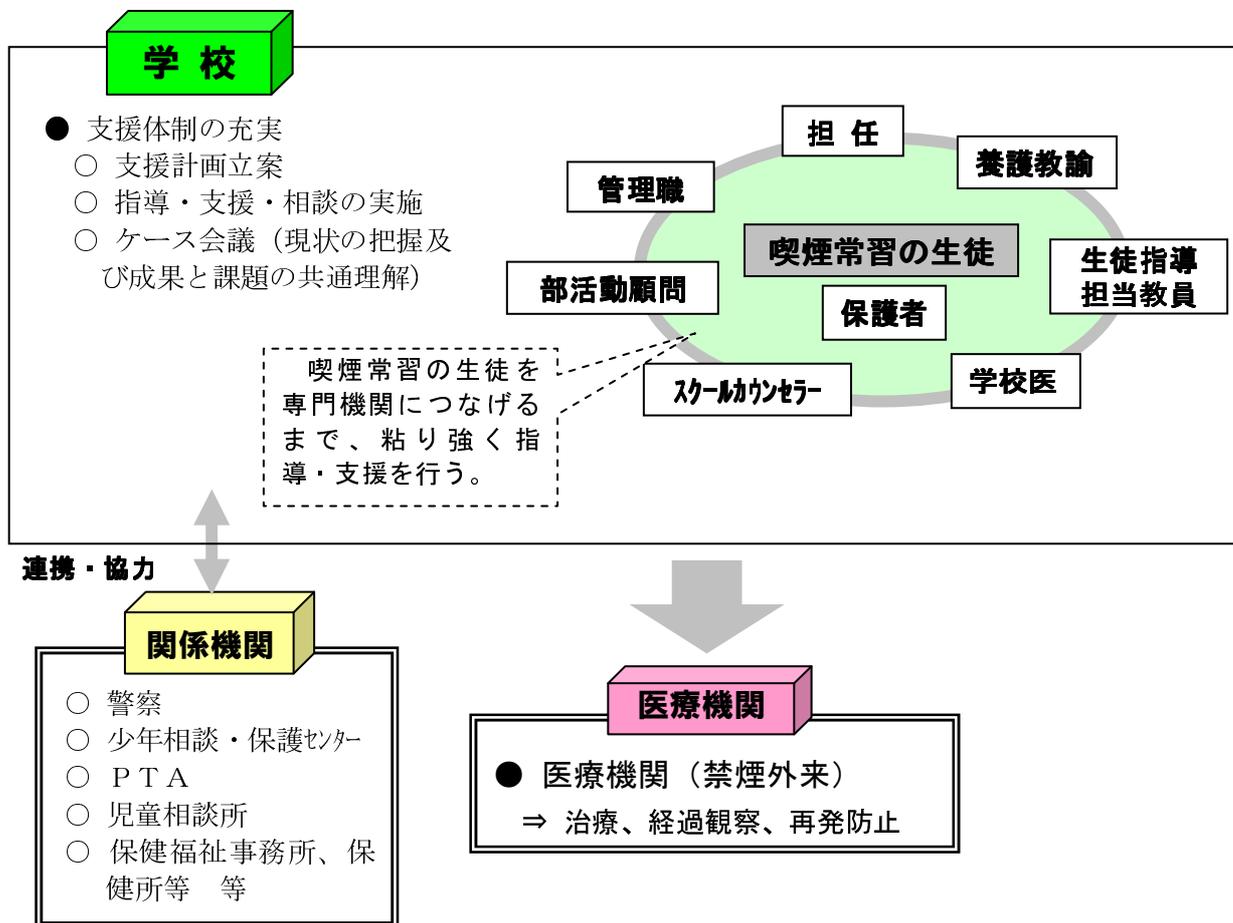
① 担任が中心となって保護者と連携を図るケース

担任が中心となり該当生徒へ指導・支援するとともに、生徒指導担当教員等と協力しながら保護者の理解を得て、保健福祉事務所等と連携し、医療機関につなげることが考えられます。



② 複数の教職員でチームを組んで支援するケース

関係する複数の教職員でチームを組んで、それぞれの立場から多角的な支援を行うことができる支援体制を構築することが考えられます。その際、警察や少年相談・保護センター、PTA等の関係機関や保健福祉事務所等との連携を図り、組織的、計画的、そして継続的に指導・支援をすることが大切です。



※ 禁煙相談の窓口等の情報は、県たばこ対策課のホームページ「**かながわのたばこ対策**」をご参考ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6955/>